

# 本妙日臨の「本化律」

桑 名 法 晃

## 一、はじめに

近世の戒律復興運動は、慶長七年（一六〇二）に真言宗の明忍（一五七六～一六一〇）等が自誓受戒し通受比丘となつたことに始まる。高雄山晋海の弟子として出家した明忍は、当時の墮落した僧風を嘆き、中世南都の叡尊（一一二〇～一二九〇）等を模範として再び律幢を興さんと、志を同じくした慧雲、參海、友尊の二人とともに梅尾高山寺において自誓受戒を行い、<sup>1)</sup> 榎尾に平等心王院（西明寺）を再興した。近世の戒律運動は、この榎尾を弘律の道場として、各宗派に広がっていった。

近世戒律運動に関する先行研究では、明忍を先駆けとして各宗派に展開していった戒律復興の動きが、真言律を中心に明らかにされており、<sup>2)</sup> 近世を通じた戒律運動の推移について、一六〇〇年代の戒律復興期、一六〇〇年代後半から一七〇〇年代前半の全盛期、一七〇〇年代後半から一九〇〇年頃までの維持及び衰退期の三期に分類されている。<sup>3)</sup> しかし、本稿で取り上げる日蓮宗に関していえば、元政（一六三三～一六六八）に始まる「法華律」「草山律」につ

いて、その名称が挙げられる程度で、詳細については不明な点が多い。

たとえば、上田靈城「江戸仏教の戒律思想(二)」では、「江戸時代の興律運動はすべて槇尾僧坊に由来する」として、槇尾で受具した高野山新別所派祖賢俊良永(一五八五～一六四七)、野中寺派祖慈忍慧猛(一六一三～一六七五)、法隆寺北室院派明空了性(一五八二～一六四九)、槇尾で沙弥受戒後、同派の省我唯空を証明として受具した久修園院中興宗寛正直(一六三一～一七一一)、槇尾の真空了阿を証明として受具した泉涌寺正専如周(一五九四～一六四七)を列挙し、次いで元政について次のように述べている。

草山律祖元政日政(一六二三～一六六八)の戒脈については不詳であるが、この如周については法華受講し、深草瑞光寺を律院として南山律疏に依った。最初に明忍伝を撰したのも師である。<sup>4)</sup>

元政の戒脈は不詳としながらも、元政が如周の法華經講義を聴聞し、出家の志を述べた事蹟<sup>5)</sup>、及び「槇尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記」を撰したこと<sup>6)</sup>、これらを主たる根拠として元政を槇尾の流れに位置づけている。ただ、元政は如周の法華聽講に先立って泉州和氣妙宣寺の日蓮聖人像の前において出家の誓いを含む三願を發し、後に日蓮宗妙顯寺僧那日豊を師として出家した。<sup>7)</sup> 明忍の行業記についても、省我の依頼を受け、省我が持参した行状を筆削したものである。<sup>8)</sup> 元政が南山律疏に依ったという指摘については、その典拠が定かでないが、元政の法華律についての解釈は一樣ではなく、さらなる考究を要するものと思われる。

また、従来の近世戒律研究では、日蓮宗について、とりわけ元政の法華律が取り上げられてきたが、日蓮宗では浄土宗や天台宗に先行して戒律を重視する動きが見られ、元政が日蓮宗中興の三師の中で最も敬愛した心性院日遠(一五七二～一六四二)は、元和六年(一六二〇)大野山本遠寺において自誓受戒<sup>10)</sup>、その行儀を記した『自誓受戒作法』

は近世前期において重版されている。<sup>11)</sup>

さらに、近世初期における戒律復興運動の担い手に、日蓮宗から脱宗した者が多く存在することも注目される。先に触れた諸師の中においても、明忍とともに自誓受戒を修し、その後檳尾山平等心王院を継いだ慧雲<sup>12)</sup>、友尊<sup>13)</sup>をはじめ、了性<sup>14)</sup>、省我<sup>15)</sup>といった名を日蓮宗から真言律へと転じた脱宗者として挙げる事ができる。<sup>16)</sup> この時代、日蓮宗からの脱宗者は律に限ったものではないが、同時代に多数の脱宗者を出した共通の直接的要因として当時の受不受論争が挙げられる一方、より根本的な原因として、日蓮教学自体の学的要素とその実践形態において脱宗者に満たされぬものがあつたことが指摘されている。<sup>17)</sup> 慧雲は、僧風の廃れたることを嘆き、「非<sup>ハ</sup>持戒<sup>ニ</sup>非<sup>ス</sup>出家<sup>ニ</sup>、非<sup>シ</sup>出家<sup>ニ</sup>豈能<sup>ク</sup>受<sup>ニ</sup>檀信<sup>ヲ</sup>乎<sup>18)</sup>」と、自らが身を置いていた日蓮宗から離れていったが、日蓮宗における事戒の軽視が、当時の教団のみならず、日蓮教学そのものに起因する問題であると認識し、それ故に戒律復興の志を抱いた者は、日蓮教学の本質を否定し、日蓮宗を脱していったというのである。

日蓮教学そのものの本質の否定は、高祖日蓮の教学の否定であり、ここでは特に日蓮聖人における戒律観が重要な問題となるが、その一方で、日蓮宗内に留まって、高祖の教学を継承する中で、戒律を厳守しようとする者も現れている。それが、元政により主唱され、本妙日臨（一七九三―一八二三）に受け継がれていった「本化律」である。<sup>19)</sup>

本妙日臨は、元政より約一五〇年後、先の分類にしたがえば戒律維持・衰退期に登場した日蓮宗僧侶であるが、戒律受持について、「末法は無戒の時也と云ふて持戒をきらふは経文と御書との修煉たらざる故なるべし<sup>20)</sup>」と述べ、持戒厳守は高祖の正しい精神に基づくものであることを強調している。

元政の戒脈・戒律観については、先にも触れたように、先行研究においても解釈が分かれるところであり、その最

たる理由として、元政及び草山二世慧明日燈における戒律関連資料が少ないことが挙げられる。<sup>(2)</sup>もちろん『草山集』には元政一代の著述類の多くが集録されており、『草山要路』や『如来秘藏録』といった著作は広く世に知られている。殊に『草山要路』は、元政が常に心に刻み実践した三学分修の意を説き、自ら編んだ『草山集』の最初に置いた極めて重要な書であるが、では元政が如何なる戒を自ら誓って受持したのかということについては、これまでほとんど知られてこなかった。これは、慈忍慧猛のもとから草山に入り元政の跡を継いだ慧明日燈についても同様で、『草山清規』を中心とした研究はなされてきたが、日常生活の細則を定めた清規については、日蓮宗にはその用意がないため、自ずと他に倣うこととなろう。そこにおいては、何故に元政が戒律を必要としたのか、また諸師が戒律を求めて日蓮宗から離れる中で、何故ここに留まって、戒律の重要性を訴え、自ら実践していったのかという問題については触れられていない。

元政亡き後、草山においても次第に元政の精神が失われ形骸化していく中、再び元政の教風を正しく継ぎ、活現していこうとしたのが本妙日臨である。日臨については、三大秘法について述べる中、自身の戒観についても詳述した『本化別頭教観撮要』や弟子のために自誓受戒の作法を著した『本門自誓受戒作法草案』等、受戒の作法やその精神について、まとまったものが残されている。

そこで、近世戒律運動の中においては不明な点が多い、日蓮宗における戒律受持の流れ、法華律の展開について明らかにしていくためにも、本稿においては、草山教学の大成者と位置づけられる本妙日臨の「本化律」<sup>(23)</sup>に着目し、日臨が何故に戒律を必要としたのか、戒律を実践することが如何なる意味をもっていたのか、高祖の教えを如何に受け止め、日蓮宗内において戒律を厳守していったのか、これらの点について考察を試みたい。

なお、ここでいう「本化律」について、先行研究では「法華律」の呼称が用いられることが多いが、両者に差異を見るものではない。ただ、元政・日臨ともに極めて強い本化の自覚の上に高祖の教えに依拠した持戒の必要性が叫ばれており、本稿ではこの点に着目し、その特徴について考察を進めていくこととする。

## 二、本妙日臨の行跡

日臨の生涯や思想を知る上で基本資料となるのが、日臨の著作類並びに書簡類がまとめられた『本妙日臨律師全集』(以下、『臨全』と記す)である。<sup>(25)</sup> 日臨の生涯については、本全集に集録される「醒悟園開祖本妙律師小伝」、音馬実蔵「本妙律師小伝補遺」の二つの伝記があり、さらにこれらを踏まえ、深草における修行までの半生を考察した小野文琬「本妙日臨律師の研究」がある。<sup>(26)</sup> 以上の三点が、まとまった日臨の伝記研究となり、筆者もかつて日臨の生涯について若干の考察を加えたことがある。<sup>(27)</sup> ここでは、持戒に関わる点を中心に、日臨の生涯について概観したい。

寛政五年(一七九三)江戸青山に生まれた日臨は、幼少の時より深く法華経に志を持ち、文化八年(一八一二)十九歳にして法蓮日啓の弟子として出家した。出家の動機については、「然るに私ていはつの本志ハ、うけがたき人身をうけ、あいがたき妙法に値奉り候事故、何とぞして生がい信心けんごにして、後生の悪道をまぬかれ申度斗り二候」と述べている。出家の後、学問の望みを遂げるため、江戸下谷宗延寺重厚日実の附弟となり、翌年飯高檀林に入檀するも、文化十一年の春退檀。<sup>(28)</sup> 以後、身延、深草、能勢長谷、阿毘縁と居を移しながら、自行を面に常に道を求めていった。

日臨は、飯高檀林退檀の理由を次のように述べている。

本妙日臨の「本化律」(桑名法見)

①拙子事因資助飯高檀林玄義迄昇進致し候、然ニ少々存より有之、勤学一向ニ仕度候ニ就、世事を去り候て身延山中ニ引籠申候  
〔身延山中より長谷信徒に与ふる書〕『臨全』二〇四頁)

②野生の如き者は、とても官僧の勤めは堪へざる所にて候、高祖の時逆化さかんなるにも、一往最蓮上人の山居をゆるし玉へり、此條深く微塵を破して御賢察偏に奉仰候  
〔某尊者に上る書〕『臨全』一八六頁)

③本より昇階立身の願もなく、又病身ニして寺のやくもつとめ難く候ニ付て、一切世間を打捨、元政上人の風儀をしたう候て草山に隠居仕候  
〔金井道場より長谷信徒に与ふる書〕其一『臨全』二〇八頁)

近世において、檀林における学問・修行の期間が、そのまま住職や教導職の資格となり、僧侶の位階昇進に反映されたが、その望みはもとよりなく、教団の一員として一般寺院に住む「官僧」<sup>30</sup>として生きていくことは、病弱な身においても堪え得るものではなかった。また何よりも自らの本願とは懸け離れていた。日臨は、「遁世」という言葉を多用し、自身を「遁世の身」<sup>31</sup>「とんせるの身」<sup>32</sup>と表現しており、勤学のためにこの志を強くした。<sup>33</sup>③は、身延からさらに京都深草へ勤学の間を移した際に認められた書簡中に見られる文だが、日臨は世事を去つて江戸を離れ、身延山へ入つていった。

文化十一年(一八一四)の春、甲斐国へやつてきた日臨は、まず雨畑の奥山において七日間、唱題三昧の行を修した。「若心のま、に叶候はずは、いつ迄山におり可申も難斗候処、速相濟再生きかわりたる心地いたし、日々身延の山にて学問いたし候」<sup>34</sup>「仏祖の感応唐捐ならず、僅かに七日七夜の唱題三昧にて、修行験これあり候」<sup>35</sup>と述べるように、心願満足し、大悟するところがあつたようである。

この行法の後、日臨は誓願を立てた。これは、日臨の生涯を知る上で極めて重要な誓願である。「任重道遠盍顧本

願」の八字に始まり、この八字で終わる「自警」にその内容が記されている。

④ 任重 道遠 盍 願 本 願 何 為 攀 緣 類 似 獼 猴 自 未 能 安 奚 能 安 他 門 子 親 友 尚 輕 蔑 天 龍 誰 仰

任重 道遠 盍 願 本 願 欲 澄 法 水 勿 弄 淤 泥 欲 傳 妙 味 勿 雜 微 毒 三 軌 四 行 語 默 警 之 十 乘 十 境 去 來 觀 之

任重 道遠 盍 願 本 願 棄 恩 入 寺 背 敬 入 山 病 師 頻 召 而 不 回 錫 父 母 泣 慕 聞 而 在 遠

誰 言 知 恩 奈 其 罪 何 無 量 生 死 今 方 將 尽 仏 法 僧 種 時 將 隱 沒 任 重 道 遠 盍 願 本 願 (『臨全』一三八頁)

任とは、「統種護法の大任」である。その大任を果たすためにも、まず自行を成就しなければならぬと、志を新たに自行に励んでいった。だが、こうした日臨の行動は、周囲からは理解されず、様々な誤解を生み、白眼視された。「自警」にもあるように、二人の師からは、官僧として生きることを強く求められ、特に師日実からは檀林蔑視と見なされ勘気を被った。また、この誓願とほぼ同時期に、日臨は一切経拝読の願を立てたが、これについても、「異流を建立せんがために一切経を讀と申す」と警戒され、異端視された。このように数ある批難の中でも最たるものが、「二乗」と称されたことであろう。この点について、「某尊者に上る書」にその間の事情が詳しく記されている。

⑤ 又野生事を人々二乗根性の様に申候、これは尤の事に候、はじめ申如く草山は宗門の内法事觀の妙処をつがんに、世縁をさけてひまを得んが為に、自行を専ら面にして化他は随力演説の分と云はれ候跡を学び候間、表には其相をあらわし候へども、底意は護法の心盛んにて候、恐れながら一切経も二家の学問もこれが専一に候へばなり、然れどもそれを表に申せば高慢なりと人に唱られ候が心よからず候故、二乗といはれて打過候

(『臨全』一八七頁)

世事を去って自行に専念することをもって、二乗という誇りを受けたが、日臨において、自行を面とし化他は随力演説の分とすることの根底には護法の心があつた。一切経拜読の願も、天台宗・日蓮宗の二家の学問もすべてそのためであり、一切の批判を忍受した。

日臨は、出家の当初より元政を敬慕してきたが、護法のためにも元政の跡を継承していく道を選択した。「草山開祖の立意は、宗門の表をば諸山之官僧に任て、草山之一派は宗門の内法を相続する意にて候、是を表具の表莊嚴とすら打とに譬られて候」<sup>(42)</sup>とも述べるように、元政が草山に隠れ自行に専念した目的は、宗門の内法を相続することにあるとし、そこに自らの任を見出したのであつた。「事觀の妙処」とは、『草山集』所収「与淨心澄公書」に見られる語で、本化の教学・高祖の教えを意味している。<sup>(43)</sup>高祖の教えを継承することが護法であり、そのためにも日臨は元政の跡を継ぐことが最善の道と考えたのである。

こうして、退檀後、身延山中において行学に励んだが、次第に自行に支障を来すようになり、翌文化十二年冬には出家以来その徳を慕っていた元政の深草瑞光寺へと勤学の間を移した。日臨にとって身延を出たことは本意ではなかつたが、大願ゆえの魔障と認識し、「此かんなんは、仏法の為に身命を高祖にさし上候身に候へば、あへて恐れ不申候へ共」<sup>(44)</sup>と、護法のために不惜身命受持の覚悟を示している。

ここから文政三年(一八二〇)三月再び身延へ戻るまでの足掛け六年間を深草及び能勢長谷を中心に過ごし、行学に励む日臨であつたが、「草山なそは実に昔の影もなき事に候へ共」<sup>(45)</sup>と、元政の法灯を継ぐ草山にあつても元政の教風が絶えてしまった現状に対して、自身こそがその跡を継承し護法のために生きなければならぬという思いが強くなつていった。



文政元年四月八日、日臨は能勢金井道場において元政の儀に則して自ら誓って総別二戒を受けた<sup>(46)</sup>。総戒とは南無妙法蓮華經、別戒とは十重禁戒である。翌文政二年四月七日には、自ら修したこの自誓受戒について詳細をまとめた『本門自誓受戒作法草案』を著し、弟子等に授与している。

自誓受戒後の日臨の行跡は、判然としない点が多いが、当時元政門下として誉れ高かったといわれる澄心日淳を阿毘縁に訪ねるも僅か半年で帰還し、その年の冬深草霞谷に自庵の建設を始めた。この庵を元政の閑居竹葉庵の再興と日臨は称しているが、竹葉庵は元政が束の間の静けさを求め自行に専念するために興した道場であり、そこには忙しい瑞光寺での生活から離れ、元政に帰ろうとする意図が窺える。文政二年九月、元政の高祖讚を書写した日臨は「右高祖讚草山元政上人之撰末流杜多本妙<sup>(47)</sup>」と、自らを「元政の末流」と位置づけている。

文政三年三月、当時の草山の有り様に堪えかね身延に戻った日臨は、仏誕日を選び、醒悟園と名づけた道場で法要を修し、その中で「草山要文」をも読み、日々志を高く持ち世事を去って専ら仏道修行に専念すべきことを誡誨した<sup>(48)</sup>。この草山要文についての具体的記述は見られないが、元政が瑞光寺の仏殿を建て四月八日に祝した際に三学分修の重要性を説き、ここが三学の道場であるとその意義を衆に示した『草山集』の一節が念頭にあったことは想像に難くない。草山を離れたことは当時の草山の現状との決別であって、あくまでも元政の教えに純粹に立ち返ることを期したものであった。

文政六年（一八二三）四月、水戸慧日庵日華より懇請を受けた日臨は、三昧堂檀林へ赴くも、同年九月十七日三十一歳にして遷化した。

いつ頃より称されたか、その初出は定かでないが、日臨が深く交わりをもった身延山第五六世太裕院日晴（一七五

五(一八二六)の添書には「祖山清閑坊二十年來読經正住院同廣日中師以降大律師醒悟園開祖本妙日臨染毫焉水戸於西山化滅<sup>(52)</sup>」とあり、孫弟子にもあたる身延山第七四世吉川日鑑(一八二七—一八八六)、同七五世三村日修(一八二三—一八九二)等諸師からも「本妙律師」「律師本妙日臨上人」と称されており、早くから日蓮宗内において「律師」という呼称が用いられ、定着していったようである。

### 三、題目受持

日臨において「護法」とは、高祖の本化の教学を正しく継承していくことを意味していた。本化教学の中心は三大秘法にあることから、日臨の著作には三大秘法について述べたものが多い。その中でも、文化十三年(一八一六)初夏、草稿を終えさらに推敲を重ねていった『三大秘法之辯』は、次の一節から始まっている。

⑥我宗致<sup>(53)</sup>三大秘法<sup>(54)</sup>也乃是寿量文底最深秘処也、尚非<sup>(55)</sup>迹仏思慮所<sup>(56)</sup>能及<sup>(57)</sup>也、唯久遠如来能証<sup>(58)</sup>之、独<sup>(59)</sup>本化大士能伝<sup>(60)</sup>之、驗<sup>(61)</sup>矣余未<sup>(62)</sup>堪<sup>(63)</sup>、然若有<sup>(64)</sup>深信<sup>(65)</sup>者可<sup>(66)</sup>必得<sup>(67)</sup>入<sup>(68)</sup>〔臨全〕八七頁)

三大秘法は久遠本仏より、ただ本化菩薩にのみ付嘱された秘法であり、「深信」を条件として開示され、そこに入ることができると述べ、さらにこの三大秘法を顕露教道と深秘証道の両義から捉え、題目受持の目的をまず自身が仏となることとして、この点を重視している。

三大秘法の第一に挙げられる本門の本尊についてみると、教相の立場である前者が帰依の対象としての根本尊敬の義、観心を視点とした後者が本有尊形の義となる<sup>(69)</sup>。そして、この両義をそれぞれ、本門の本尊、観心の本尊と称し、「本有尊形者、直指<sup>(70)</sup>三十界<sup>(71)</sup>称<sup>(72)</sup>本尊<sup>(73)</sup>也、向所<sup>(74)</sup>明雖<sup>(75)</sup>尊高<sup>(76)</sup>但於<sup>(77)</sup>仏果<sup>(78)</sup>積<sup>(79)</sup>之、非<sup>(80)</sup>当<sup>(81)</sup>家深秘意<sup>(82)</sup>」と、本有尊形の義を「当

家の深秘」と強調している。この深秘釈について『三大秘法之辯』の説示を見てみよう。

⑦若深秘証道者、曰所持之法妙法蓮華、名即体也体即名也、文而非文義而非義、三千諸法一言以蔽之矣、能持之人無作、三身当体蓮華仏本有尊形是也矣、其所住之処即常寂光本有戒壇又是人曼荼羅者也矣

〔臨全〕 八七頁

題目を能く持つ者は、そのまま仏となり、その人の住する処も常寂光土となると、受持者の立場に即した解釈を示している。「能く」持つとは、「深信」と同意であり、それ故に、自ら仏となるため、信をもって題目を受持することが強く求められていった。

⑧かくの如く成がたき成仏が、やすく出来る事は但信心の厚薄によるべし……実に生涯は幻の如し、然れども仏知見にては、此体本有常住にして、大曼荼羅の列衆也、我等凡夫の当体、凡を転ぜずして速に本有の尊形仏とならん事但一言の秘法を信ずるによる。

〔朝田薩庵に与ふる書〕 其三『臨全』 一五九頁

⑨又経力は実に信心強盛ならば、即身成仏は決定して無疑事に候

〔朝田薩庵に与ふる書〕 其一四『臨全』 一七九頁

⑩御書は勿論末法之正導師也、信を起事は祖書に過ず、成仏は信を以て決定し候

〔行全に与ふる書〕 『臨全』 一九〇頁

このような類文は諸処に見られるところで、在家・出家の別なく、对原告者に対して信の重要性が強調されている。信をもって成仏が決定する故に、まず何よりも信の確立に重きが置かれ、信の妨げとなる行は制止されることとなる。これが、『四信五品鈔』に説かれる「以信代慧」の法門である。この点については後述するが、ここにおいては、持戒

も必要なものとして扱われることとなる。

かくして信をもつて一向に南無妙法蓮華經と唱える者を、日臨は実際に仏として見ていった。

⑪忘れても法華經を持つ者をば、互に毀る可からず歟、其故は法華經を持つ者は、必ず皆仏、々を毀りては罪を得るなり、加様に心得て唱ふる題目の功德は、釈尊の御功德と等しかるべし。

(「朝田薩庵に与ふる書」其九『臨全』一六九―一七〇頁)

強盛なる信心により成仏が可能となるという、御書の教えを信じそのまますなおに受け取るならば、自ずと法華經を持つ者はみな仏であると心得ることとなる。自身はもちろん他者をも同様に仏として遇し、その自覚の深まりに応じて、仏としての振る舞いが求められていく。日臨は、信の当処に成仏が決定することを強調するが、この成仏にも従浅至深の階梯を見ており、初心の行者には制止された持戒等の行も、この信を支えるために欠くべからざるものとして位置づけられていく。これが、日臨が元政より継承した三学分修の教義である。

#### 四、三学分修

三学分修は『草山要路』に説かれた行学の指針となるもので、元政の生涯もすべてこの実践であった。<sup>(58)</sup>

⑫ 嗚呼、叔世寡薄、雖ニ於法不<sub>レ</sub>全、庶幾三学分修資<sub>ニ</sub>成、正業。不<sub>レ</sub>爾者何以令<sub>ニ</sub>法久住<sub>一</sub>。<sup>(59)</sup>

(『草山集』卷一・一二頁)<sup>(59)</sup>

「令法久住」とは、本化の教学を護持し活現していくことである。日臨は自らの護法の任を全うするためにも、この精神を自行の中心に据え、三学を分に修し、<sup>(60)</sup>正業の信を資成することに努めていった。<sup>(61)</sup>

元政が仏誕日にあたって草山の仏殿の落慶を祝し、衆に対してこの道場の意義を説き、仏子としての強い自覚を求めた次の一節も、この三学分修の精神をより具体的に説いたものである。

⑬ 而<sup>モシテ</sup>勤<sup>ニ</sup>宿<sup>ニ</sup>福<sup>ニ</sup>生<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>末世<sup>ニ</sup>。八万<sup>ノ</sup>戒行、深妙<sup>ノ</sup>禪定、無量<sup>ノ</sup>智慧、雖<sup>ハトモト</sup>不<sup>ニ</sup>全<sup>ニ</sup>備<sup>セ</sup>、随<sup>テ</sup>分<sup>ニ</sup>竭<sup>レ</sup>力<sup>ヲ</sup>則<sup>チ</sup>必<sup>ニ</sup>任<sup>ニ</sup>運<sup>ニ</sup>自<sup>ニ</sup>利<sup>ニ</sup>人<sup>ニ</sup>法<sup>ニ</sup>皆<sup>ニ</sup>具<sup>ス</sup>足<sup>セン</sup>。若<sup>シ</sup>其<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>然<sup>ニ</sup>竊<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>子<sup>ノ</sup>名<sup>ヲ</sup>、竊<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>衣<sup>ヲ</sup>、竊<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>食<sup>ヲ</sup>、竊<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>居<sup>ヲ</sup>。罪<sup>レ</sup>莫<sup>シ</sup>大<sup>ナル</sup>焉<sup>ヨリ</sup>。告<sup>ク</sup>諸<sup>ニ</sup>仁<sup>ニ</sup>者<sup>ニ</sup>、每<sup>ニ</sup>省<sup>ニ</sup>其<sup>ニ</sup>身<sup>ニ</sup>勿<sup>レ</sup>忝<sup>ムルコト</sup>所<sup>ヲ</sup>生<sup>ヲ</sup>。〔草山仏殿縦三丈広四丈土階草覆其制甚質当<sup>ニ</sup>仏誕日<sup>ニ</sup>而<sup>ニ</sup>落師<sup>ニ</sup>因<sup>レ</sup>示<sup>レ</sup>衆<sup>ヲ</sup>〕『草山集』卷十・一六〇頁)

日臨が同じく仏誕日にあたり醒悟園の開創を祝した際に、これらの草山の要文を念頭に置いていたことは先にも触れたところである。末法の衆生である故に、戒定慧三学をすべて完全に具えることはなくとも、自分の分に従って力の及ぶ限り尽くしていく中に、自行の成就も化他の益もある。元政は仏の子としての強い自覚をもって、『草山集』を編んだが、<sup>(42)</sup> 仏子の名に恥じぬよう仏としての振る舞いをしていくことが求められていったのである。

この「示衆」は、「若能<sup>シ</sup>知<sup>ラ</sup>之<sup>ヲ</sup>、為<sup>リ</sup>如<sup>レ</sup>來<sup>ノ</sup>使<sup>ト</sup>、行<sup>ニ</sup>如<sup>レ</sup>來<sup>ノ</sup>事<sup>ヲ</sup>、亦<sup>ナ</sup>所<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>讓<sup>ス</sup>」<sup>(43)</sup> で結ばれている。如来の使いとして如来の事を行ずることは、「令<sup>ニ</sup>法<sup>ニ</sup>久<sup>ク</sup>住<sup>ス</sup>」に他ならず、この要請を日臨は自らに対する要請として重く受け止めていった。「法門の事ハ私ニおいてハ異風なる事少しもこれなく、尤草山の風儀を学<sup>ビ</sup>候<sup>ヘ</sup>」<sup>(44)</sup> と、元政の跡を継ぐことを第一とした日臨において、持戒の必要性を考える上においても、この三学分修が基本となり、そこから日臨の教学が展開されていくことが窺える。以下、何故に持戒を必要としたのか、この三学分修に視点を置いて考察を進めていくこととする。

## (一) 総別二戒

日臨は自誓受戒を修し、総別二戒を受けた。総戒は妙法五字、別戒は十重禁戒である。この総戒について、『本化別

『頭教観撮要』では次のように説いている。

⑭総戒者、夫本地難思、大戒者、久遠如来之所「護持」、本化菩薩之所「傳來」也、具「一切戒」撰「一切善」、所謂人天、五戒十善、小乘二百五十戒、菩薩三聚淨戒十重禁四十八輕戒、及迹門大戒三如来衣座室戒、身口意誓、四安樂行戒等、尽在「其中」矣……当「知正直捨」邪歸「妙法」、念々無「間斷」則法爾具「足万戒」、是名「総戒」(『臨全』九四〜九五頁)

総戒は、久遠本仏から本化菩薩に付嘱された大戒で、一切の戒・一切の善を具しており、これを造次顛沛にも間断なく受持するところ自然に万戒を具足すると規定している。

これに対して、別戒は十重禁戒とし、総戒に別戒があるのは、実相に諸法があるのと同じであり、「須「知総戒」是正行、別戒是助行也、而由「総戒」立「別戒」、依「別戒」護「総戒」、事理雖「異不思議」」(註)と述べている。すなわち、総戒と別戒は正行・助行の関係にあり、別戒によって総戒が護られるというのである。

日臨には在家者を対告として著された『本門十重禁戒の事』があり、第一不殺生戒から第十不謗三宝戒に至るまでの十戒について解説を加え、次のように総別二戒の関係を示している。

⑮抑法華經の肝心妙法五字は一得永不失の戒とて、能々持てば下根の行者も一生のうちに妙覺の位に入るほどの大法なれば、仏道を求人々々は心かけて此十重禁戒を力の及ぶほどに持ちて、正行の妙法をたすけ修行すべき也、經文に随力演説と云ふ事あり、是は題目を持つ正行の外に自力に及ぶほど人に説きてきかする事也、今も亦その如く力に随つて持戒をも心かくべき也、末法は無戒の時也と云ふて持戒をきらふは經文と御書との修練たらざる故なるべし、南無妙法蓮華經(『臨全』一一七頁)

総戒である妙法五字は、能く受持すれば下根の行者であつても即身成仏の大果を得ることのできる大法である。こ

の五字を能く持つためにも、別戒である十重禁戒を自らの力の及ぶ限り持たなければならぬと、先と同様、正行・助行の關係にあることが示される。そして、「隨力演説」とは、持戒においても常に心がけなければならない法門であり、「末法無戒」を標榜して持戒を嫌うことは、法華經並びに御書の修練が足りないものであると厳しく戒めている。日臨が重視した「隨力演説」の精神は、持戒においても転用され、戒の取捨がなされているのである。

このように、自らの分に応じて別戒を受持するところに、先の三学分修に基づいた解釈が見られ、総別二戒を正助の關係において捉える中に、総戒受持の上に別戒を必要とした理由の一端が窺える。また、ここから分に修する戒は総戒ではなく、別戒を指していることがわかるが、ではなぜ別戒として十重禁戒を持つのか。

⑬今云若論セハ法義ヲ須レ取ル諸戒ヲ、約セハ時運ニ者須レ取ル十戒ヲ、若於テハ進者ニ諸戒亦ナリ可ク、猶如ヲ下シ叡山制ニ小律ヲ一嚴ナル有レ機許スガ之ヲ（『臨全』九七頁）

『本化別頭教觀撮要』は、この文で別戒についての解釈が結ばれており、教・時・機の三つの基準から戒の取捨を判じている。すなわち、教によれば諸戒を取るべきであり、時によれば十戒を取るべきである。ただしも機根の優れた者、さらに修行が進んで行った者においては、十戒に限ることなく諸戒をも持つべきあるとして、叡山をその先例として挙げている。日臨は「行者の意得は、なるだけ高き方が本意なり」とも述べるように、志を高く持ち進んで修行すべきことの重要性を説くが、大判である時に対して、機は細判となる。<sup>(66)</sup>したがって、時に約して十重禁戒を別戒とすることを正意となすのである。

『本門自誓受戒作法草案』では、「諸經所ニ説戒相甚広シ、具取ニ其相ヲ、恐欺ハ三宝ヲ、願約ハ十重ニ能護ク持之ヲ」<sup>(68)</sup>と述べ、末法の通機に約して十重禁戒を別戒と定めていることがわかる。

(二) 別戒受持の位階

このように末法という時に重きを置いて別戒を規定し、自らの力に応じてこの別戒を持つことの重要性を主張するが、先に述べた如く、すべての者に対して別戒受持を勧奨しているわけではない。

⑰蓋夫戒者諸惡莫作衆善奉行矣、何惡不制、何善不修、但顧機堪不時適不如何而已、故祖文不一準

(『本化別頭教觀撮要』『臨全』九七頁)

別戒の受持については、機と時の二つが大きな判断基準となり、この両義に依るが故に御書の説示も一様ではない。そして、末法という「時」における持戒の用捨を考えたとき、特に「機の堪不」に焦点が当てられていく。では、如何なる機に別戒受持が求められていくのか。

日臨は、「夫祖書之中判末法位者有三二章、曰四信五品抄、曰授職法門抄也」として、『四信五品鈔』『得受職人功德法門鈔』に抛りながら末法における別戒受持の機について論じ、滅後末法の修行の概要として説かれた分別功德品の五品の内、初二三品(隨喜品・誦誦品・説法品)の機は弟子の位であり持戒が制止され、別戒受持は師の位である四五品(兼行六度品・正行六度品)の機にのみ許されたものであると、これを基本としている。<sup>(9)</sup>ここでは、さらに『四信五品鈔』の説示に着目したい。

『四信五品鈔』は、富木常忍の「不審状」に答えた書で、末法の初心の行者が法華経を修行するにあたって、三学を具える必要があるか否かが論じられている。「入末法初心行者必具三学不」の問いに対する答えが、先にも触れた「以信代慧」の法門である。



⑮答曰、此義為大事。故勤出經文、送付貴邊。所謂五品之初二三品、正制止戒定法、一向限慧一分。慧又不可堪以信代慧。信一字為詮。不信一闡提謗法、因信慧、因名字即位也。(『昭定』一二九六頁)

ここに、初二三品の機に対しては、戒・定の二法は制止され、慧もまた堪えることができなければ信をもって慧に代えると、信こそが最も重要なものであることが示されている。そしてさらに、末代の初心の行者の修行として、「制止檀戒等五度一向令称南無妙法蓮華經」為一念信解初隨喜之氣分也。是則此經本意也」と、六度の内、布施・持戒等の五度を制止して、ただ一向に南無妙法蓮華經と唱えることを中心に据えたのである。初二三品の機に対して、持戒等が制止されるのは、分別功德品の經文に依拠した解釈であるが、「文句九云、初心畏緣所紛動妨修正業。直專持此經即上供養。廢事存理所益弘多。此釈云緣者五度也。初心者兼行五度妨正業信也」と説かれるように、初心の行者が兼ねて持戒等の五度を行わずれば、成仏の正業である信を妨げる畏れがあるからである。日臨もこの文を重く受け止めて『本化別頭教觀撮要』に引用し、初二三品において持戒が制止される理由を説明している。このような説示を受け、日臨は『四信五品鈔』を「恐偏明稟道弟子位、故言初心愚人及一口唱題、就底下可レ知」と、専ら所化の弟子の位・底下の初心の位について論じた御書であることを強調している。すなわち、本書において持戒が制止されたのは、あくまで初二三品の機に対してであって、さらに信行が深まった四五品の行者は進んで持戒等をも心がけなければならないと、この『四信五品鈔』の説示に基づいて持戒の必要性を主張しているのである。

⑯分別品五品正為末法、然初二三品制止持戒、四五品令修三学、四信五品章依此義

(『本化別頭教觀撮要』『臨全』九八頁)

これは、「古賢曰」として引かれた文であるが、これを依用し、四五品の機は三学を修すべきことを決している。ここから考えるに、先引⑮の「末法は無戒の時也と云ふて持戒をきらふは経文と御書との修練たらざる故なるべし」との言は、この『四信五品鈔』の説示が念頭にあったものと思われる。

では、能化の師の位にあたる四五品の機に対して、持戒を含む三学の分修が求められるのはなぜか。

⑳熟思<sup>フニ</sup>経文<sup>ニ</sup>四五品<sup>ニ</sup>許<sup>ニ</sup>三学<sup>ヲ</sup>、凡<sup>ソ</sup>諸<sup>ノ</sup>経明<sup>ニ</sup>法滅<sup>ノ</sup>相<sup>ヲ</sup>皆由<sup>ル</sup>三沙門失<sup>フニ</sup>威儀<sup>ヲ</sup>、後周滅<sup>スル</sup>佛法<sup>ヲ</sup>等即是也……僧本化<sup>トスル</sup>俗者<sup>ヲ</sup>也、然失<sup>ニスル</sup>威儀<sup>ヲ</sup>故却<sup>ニテ</sup>為<sup>ル</sup>俗所<sup>ニ</sup>制<sup>スル</sup>、何由<sup>ニテ</sup>法久住<sup>セン</sup>。

(『本化別頭教観撮要』『臨全』九九頁)

ここでは、特に能化の立場に視点が置かれ、俗を教化する僧のあり方が述べられている。文証と現証から仏の教えが減する原因を出家の師の威儀の欠如に見、「令法久住」という大願を果たすためにも、三学を分に修して「仏の威儀」を具えなければならぬというのである。したがって、ここから「令法久住」という本化の大任を全うするために、持戒が求められたことが指摘できよう。

## 五、自誓受戒

ここで、これまでの考察を踏まえた上において、日臨が行った自誓受戒の意味について考えてみたい。

日臨は本門自誓受戒の作法を整え、総戒の南無妙法蓮華経、そして別戒の本門十重禁戒を受戒した。別戒の受持が認められるのは原則として、滅後の五品では第四・第五の化他に出づる師に対してである。したがって、この戒を自ら受けるということは、そこに能化としての強い自覚と、俗を能く導くためにも持戒によって仏としての威儀を具えるという意図が認められる。

これは、受者の位階の説示に基づいた解釈であるが、ここでは特に「令法久住」という大任を果たすために、この自誓受戒を行ったことに着目したい。

「令法久住」とは、「告諸大衆我滅後誰能護持誦此經。今於仏前自説誓言」と、釈尊が滅後末法における弘通者を募られた三箇の勅宣の一つである。法をして久しく住せしめ一切衆生を救済せんとする大慈悲の心から、法華経見宝塔品において三仏が来集し、虚空会の説法が始まったことが『開目抄』に詳説されている。<sup>(80)</sup>この三度にわたる勅宣を受けて起ち上がり、自ら誓いを立て、この大任を託された師が本化地涌の菩薩であり、末法の衆生救済の大法として、題目の五字がこの師に付嘱されたのが、神力品における別付嘱の儀相である。<sup>(81)</sup>

久遠本仏から地涌上行菩薩への題目五字の付嘱については、先引の⑥『三大秘法之辯』や⑭『本化別頭教観撮要』において繰り返し説かれていたところであるが、日臨は高祖日蓮聖人を靈山会上法華経説法の場において、久遠本仏釈尊より親子題目を付嘱された地涌上行菩薩と認識していた。「高祖は本化の上首なり」「久遠の古仏、亦靈山の地涌上行菩薩なるべし」<sup>(82)</sup>「無始の昔に成道し玉ひて、衆生を化せんか為に、菩薩となり、凡夫となり玉へる、元來本法所持の大士なり」といった説示が多く見られ、御書に対しても絶対の信をもったのである。

この認識のもと高祖の跡を継ぐということは、自らも本化の菩薩としてその任に生きることとなり、さらに先引の⑦⑧の文に見られるように、堅固なる信をもつならば、そこに大曼荼羅の世界が顕現し、自身も「大曼荼羅の列衆」となっていく。日臨は、御書に向かう姿勢として、「ただ今高祖我を化し玉ふと心得得」<sup>(83)</sup>一心に拝読することを教示し、經典に対しても同様、仏弟子としての強い自覚をもち、釈尊の教示を自らに対する言葉として受け止めていた。

⑳涅槃経哀歎品云、為汝等故、於無量劫中、捨身手足頭目髓腦、是故汝等不応放逸、と諸の弟子を誠約し

玉へり、我等も仏弟子なれば、汝等と仰られたる一人也 (『行全に与ふる書』『臨全』一八九―一九〇頁)

また、日臨は『本化別頭教觀撮要』において、本門の題目について大意を述べるにあたり、「願我弟子等須發大願、生与死等不<sub>レ</sub>免、同<sub>レ</sub>則<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>法華經捨<sub>レ</sub>命」と、『上野殿御返事』の一節を引用し、釈尊の勅宣に対して大願を發すことの重要性を示している。

これらの点より、「令法久住」の任を果たすために、自ら誓いを立て別戒をも受持した日臨の自誓受戒とは、法華經起頭竟の法門の説相の如く、釈尊の勅命に対して誓願を立て、本化菩薩に対して末法の衆生救済・淨仏国土の顕現という大任と要法が付囑された神力別付の儀相と位置づけることができよう。

妙法五字は五品の第一隨喜品・名字即の位ですでに受戒しているが、自ら誓って正式に久遠釈尊より「唯久遠如来能証<sub>レ</sub>之、独<sub>レ</sub>本化大士能<sub>レ</sub>傳<sub>レ</sub>之」(先引⑥の文)大法を受けるところに最大の意味があり、ここから末法の依師である本化の菩薩が誕生していくのである。日臨の同志であり日臨を「我戒師」と称する最誠が、日臨の自誓受戒を「塔中附囑」と記していることもこの証左となる。また、ここに日臨の重視した戒律をして「本化律」と称することが、その特徴をより明確に示すものであることが理解できよう。

## 六、おわりに

以上、本稿では、本妙日臨の「本化律」に視点を置き、日臨が何故に戒律を必要としたのか、戒律を實踐することが如何なる意味をもっていたのか、高祖の教えを如何に受け止め、日蓮宗内において戒律を厳守していったのか、これらの問いに対して答えを求めするために少しく考察を行った。

日臨において、常に中心にあったのは、題目の受持であった。自身の成仏も、末法の衆生救済・淨仏国土の実現も、ただこの題目の受持にのみあると、日蓮聖人の教えに随順した。そして、自身の成仏は信によって決定することから、信を第一に行学に勤めていった。信の深化とともに「自身是仏」という仏としての自覚が強まり、自ずと仏としての威儀・振る舞い具备していくこととなる。「信者所謂随順仏語信受実相、若熟順仏理則自具三学、故外於三学而語信者其欠可レ知矣」という、この自ずと三学を具えた信こそが真の信であるということが、三学分修の根底にあったものと考えられる。仏としての自覚が深まるころ、如来の使いとして如来の事を行ずることへと進み、自らが本仏釈尊の願業を継承し実現するために本化の誓願が立てられる。畢竟、三学分修も自誓受戒も、すべてが題目受持に包摂され、これらを具備するところに真の題目受持があるといえよう。

嗚呼宗門尋常人、為レ毒所レ中、心皆顛倒、遠甘ニ遐劫因、無レ心ニ於速得究竟、加而毒氣深入ニ本心者、謂ニ本化之門無ニ熟脱之益、然而口称ニ本化門人者、是何心乎、是何心乎、舍ニ此大道ニ向レ外走、則設雖下暗ニ八万蔵一、能難能答上、以レ余言レ之、譬如下論ニ鱗爪ニ不見ニ頌珠ニ歎

〔本師日啓上人に奉る書〕『臨全』二〇七頁

日臨の目からして見ると、日蓮宗を離れていった脱宗者たちは、このように映っていた。また、これは脱宗者のみならず、本化の門人と称する日蓮宗の僧侶の現状でもあった。故に、日臨は「護法」という宗門の内法・本化の教学を顕していくこと、ただこの一事を自己の大任としたのであった。

最後に今後の課題も含め、二、三の点に触れて結びとしたい。

まず、日臨と同時代も生きた慈雲飲光（二七一八〜一八〇四）との戒律をめぐる解釈の差異についてである。なぜ戒律を必要としたのかという点について、「慈雲尊者が正法律を創唱された動機は、当時の僧風の廢頹を慨嘆したこと

と、実修実行に非ずしては解脱を得ることの不可能なのを覚ったのにある」という指摘と対照するならば、日臨は題目受持にのみ成仏を見、仏としての自覚をもち仏としての働きをなすために助行として戒律を必要としたのであり、両者の位置づけは大きく異なっている。また、「慈雲の最大の特徴は、特定の宗派を超えて釈尊を尊崇し、釈尊直説と考えられていた律を実行することにある」という点についても、日臨とはまったく対照的である。日臨は高祖日蓮聖人を本化上行菩薩とし、祖書はすべて靈山会上において本仏釈尊より親承した法門であり、最も信順すべきものとしている。<sup>(95)</sup> 祖書をこそ本仏釈尊直説と認識しているのであって、極めて宗派性の強い、「本化律」と呼ぶに相応しい理解である。

次に、自誓受戒における好相行について、特に近世真言律においては好相感得が必須とされたが、<sup>(96)</sup> 日臨は自誓受戒において好相を必ずしも必要としない。これは末法という時・機から判じたものであるが、<sup>(97)</sup> ここにも本化の立場における解釈・自覚が大きく関わっているものと考えられる。

近世戒律復興運動について考える場合、同時代に宗派を超えて大きな潮流となったことは、その時代背景をも含め、一つの宗派に限らず横に視野を広く持たなければならぬことは言うまでもないが、それだけでは見失われてしまうことも少なくない。本稿で考察を行った「本化律」は、それが特に顕著な事例といえよう。日臨は高祖の教えを常に中心に置き、元政を正統なる本化の門下と捉えていた。よって日臨の教学は本化律に限らず、元政からの影響が極めて強い。そしてこれは興律運動が始まった近世初期に生きた元政の「法華律」についても同様のことがいえる。よって、この縦の法脈を重視しながら、今後、元政についても考察を進めていきたい。

注

(1) 元政「槇尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記」『草山集』卷七・一二二頁（『草山集』は『草山集 深草元政上人著作集』平楽寺書店、一九三〇年を用いた。以下、頁数は同書の頁を指す。句読点は私に付した）。

- (2) 上田天瑞「戒律の思想の歴史」（密教文化研究所、一九七六年）、徳田明本「律宗文献目録」（芳村修基編『仏教教団の研究』百華苑、一九六八年）、徳田明本「律宗概論」（百華苑、一九六九年）、上田靈城「江戸仏教の戒律思想（一）」（『密教文化』第一一六号、一九七六年）、上田靈城「江戸仏教の戒律思想（二）」（『密教学研究』第九号、一九七七年）、西村玲「教学の進展と仏教改革運動」（末木文美士ほか編『新アジア仏教史 日本Ⅲ 民衆仏教の定着』佼成出版社、二〇一〇年）、西村玲「近世仏教論」（『日本思想史講座 三 近世』ペリかん社、二〇一二年）等。また、特に真言律関係については、藤谷厚生「近世初期における戒律復興の一潮流―賢俊良永を中心に―」（『四天王寺国際仏教大学紀要』人文社会学部第三七号、二〇〇三年）、藤谷厚生「『三国毘尼伝』にみる近世真言律の特徴について」（『印度学仏教学研究』第五四第二号、二〇〇八年）、藤谷厚生「近世戒律復興と野中寺律僧坊」（『印度学仏教学研究』第五九号第一号、二〇一〇年）、高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察 近世期・真言律系を中心に」（『日本宗教学文化史研究』第三卷第二号、二〇一九年）等がある。
- (3) 西村玲「近世仏教思想の独創―僧侶普寂の思想と実践」（トランスビュー、二〇〇八年）一八一頁、西村玲「近世仏教論」（法蔵館、二〇一八年）六〇頁参照。
- (4) 上田靈城「江戸仏教の戒律思想（一）」二五頁。
- (5) 「遊泉涌寺記」『草山集』卷四・七五―七六頁。
- (6) 「槇尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記」『草山集』卷七・一二三頁。
- (7) 「行状」『草山集』卷首・五―六頁。
- (8) 「一日省我比丘、懐<sup>コソシ</sup>三律師行状<sup>ヲ</sup>来乞<sup>テ</sup>余筆削<sup>ヲ</sup>。余、非<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>顧<sup>ル</sup>浅才<sup>ヲ</sup>、但以<sup>テ</sup>旧知之故<sup>ヲ</sup>、不<sup>レ</sup>敢<sup>テ</sup>辞讓<sup>ニ</sup>、信<sup>シ</sup>状纂輯<sup>ス</sup>。」「槇尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記」『草山集』卷七・一二三頁。『録内啓蒙』には「元政記造レル事定テ臨時ノ強請ヤム事ヲ得サル故ナルヘシトイヘトモ宗家律国賊ノ義ヲ忘却セル事遺慮ナキニアラス」（卷十・八三丁、日蓮宗全書本五〇一頁）とある。

本妙日臨の「本化律」（桑名法見）

本妙日臨の「本化律」(桑名法見)

- (9) 渡邊寶陽「深草元政上人・法華律の背景」(冠賢一先生古稀記念論文集『日蓮教学教団史論集』山喜房仏書林、二〇一〇年)一三四頁。
- (10) 『自誓受戒作法』の巻頭には「元和第六龍集庚申閏臘月初八／於甲州大野山本遠寺發願次依／梵網疏并授菩薩戒儀等諸文草之／沙門日遠述」(一丁表)とある。版本は京都深草瑞光寺所蔵本に拠った。
- (11) 冠賢一『近世日蓮宗出版史研究』(平楽寺書店、一九八三年)一六・一九頁。
- (12) 「于レ時<sup>リ</sup>有<sup>リ</sup>沙門慧雲<sup>ト云入</sup>。本法<sup>ニ</sup>花宗<sup>ノ</sup>之徒也。妙年<sup>ニ</sup>自<sup>ラ</sup>出家<sup>シ</sup>道行<sup>堅高</sup>。慧解<sup>秀徹</sup>。人或<sup>ハ</sup>称<sup>ニ</sup>銀行<sup>即</sup>慧雲<sup>ト</sup>。常慨<sup>シテ</sup>僧徒<sup>ノ</sup>邪命<sup>説法</sup>ヲ以謂<sup>ク</sup>非<sup>ハ</sup>持戒<sup>ニ</sup>非<sup>ニ</sup>出家<sup>ニ</sup>、非<sup>ハ</sup>出家<sup>ニ</sup>豈能<sup>ク</sup>受<sup>ニ</sup>檀信<sup>ヲ</sup>乎。乃晦<sup>ニ</sup>迹<sup>ヲ</sup>丹波<sup>山中</sup>。燒<sup>キ</sup>炭<sup>ヲ</sup>編<sup>リ</sup>蒲<sup>ヲ</sup>自活<sup>スル</sup>。有<sup>レ</sup>年<sup>矣</sup>。」「槇尾平等心王院興律始祖明忍律師行業記」『草山集』巻七・一二二頁、「慧雲友尊(此二人元法華宗徒大仏供養砌与練意春門同時改流人也)」「録内啓蒙」巻十・八三丁(日蓮宗全書本五〇一頁、へ)内割注、「本係<sup>ニ</sup>法華宗<sup>ノ</sup>之徒<sup>ニ</sup>。」『律苑僧宝伝』『仏全』第六四巻二二八頁。
- (13) 『録内啓蒙』巻十・八三丁(日蓮宗全書本五〇一頁)。
- (14) 「七歳投<sup>ニ</sup>双妙寺<sup>日</sup>勘法師<sup>ヲ</sup>削染。其名曰<sup>ニ</sup>瑞心<sup>ニ</sup>。日蓮<sup>ノ</sup>之徒也。甫<sup>ニ</sup>九歳<sup>ニ</sup>能<sup>ク</sup>法華<sup>及</sup>四教儀。西谷名目等<sup>ニ</sup>。」『緇白往生伝』『仏全』第六八巻二七四頁、「就<sup>ニ</sup>双妙寺<sup>日</sup>勘<sup>ヲ</sup>断髮。勘授<sup>ニ</sup>法華<sup>四</sup>教儀。西谷名目等書<sup>ニ</sup>。……慶長十五年。師十九歳。有<sup>ニ</sup>慨然<sup>ノ</sup>求律<sup>ノ</sup>之志<sup>ニ</sup>。」『律苑僧宝伝』『仏全』第六四巻二二九頁、「投<sup>ニ</sup>双妙寺<sup>日</sup>勘<sup>ヲ</sup>剪髮。……及<sup>ニ</sup>十九歳<sup>ニ</sup>。慨然<sup>慕</sup>律<sup>ニ</sup>。」『本朝高僧伝』『仏全』第六三巻三五六頁、「就<sup>ニ</sup>双妙寺<sup>日</sup>勘<sup>ヲ</sup>剃染。勘授<sup>ニ</sup>法華<sup>四</sup>教儀<sup>ニ</sup>。……慶長十五年性年十九。慨然<sup>発</sup>起<sup>ニ</sup>持律<sup>ノ</sup>之志<sup>ニ</sup>。」『続日本高僧伝』『仏全』第六四巻一〇四巻七〇頁。
- (15) 「幼にして離塵し、始は日蓮宗徒に係はる。本と交を草山元政に執り、同調すること鏗然として伯牙の通鐘を操るが如し。」「久修園中興始祖正直和尚行業記 附省我・正圓二師略伝」(木南卓一「宗覚律師伝」『帝塚山大学紀要』第一九号、一九八二年)二四頁。
- (16) 日蓮宗の脱宗者については、執行海秀「江戸初期に於ける日蓮宗の脱宗者とその教学」(『日本仏教学会年報』第一五号、一九五〇年)、宮崎英修『波木井南部氏事蹟考』(山喜房仏書林、二〇一一年。初版は一九五〇年)、渡辺宝陽『日蓮宗信行論の研究』(平楽寺書店、一九七六年)等に詳しい。
- (17) 執行海秀「江戸初期に於ける日蓮宗の脱宗者とその教学」四二〜四三頁。



(18) 『草山集』 卷七・一二二頁。

(19) 日蓮宗事典刊行委員会編『日蓮宗事典』（東京堂出版、一九八一年）「本化律」七〇七頁、「法華律」三五九頁、「元政」四九一頁。これらの項目では、「本化律」「法華律」「草山律」は、いずれも同義と捉えられている。一方、先行研究においては、元政の法華律、本妙日臨の本化律と、両者の戒律観について差異を指摘するものも見られる（小野文瑛「本門自誓受戒」について」『印度学仏教学研究』第二八巻第一号、一九七九年、小野文瑛「醒悟園の思想と信仰―近世日蓮宗教学の研究より―」『印度学仏教学研究』第三七巻第一号、一九八八年等）。本稿においては、拙稿「本妙日臨における元政の影響―受戒の作法とその精神―」（『身延論叢』第二五号、二〇二〇年）においても少しく触れたように、両者に差異を見ない立場をとる。また、元政・日臨ともに、常の呼称として日蓮聖人を「高祖」と記している。よって、本稿においても日蓮聖人をして「高祖」と記すこととする。

(20) 『本門十重禁戒の事』（音馬実蔵編『本妙日臨律師全集』平楽寺書店、一九四二年）一一七頁。

(21) 徳田明本「律宗文献目録」では、文献目録の第七参考部中の諸宗戒の最末に「草山律その他」の項目を設けているが、草山律に関わるものは左の四つのみであり、ここに元政・慧明のものはない（芳村修基編『仏教教団の研究』一五〇頁）。

本妙日臨「持戒立不」一卷（記） 本妙律師伝

本妙日臨「戒本便蒙」一卷（記） 伝記

日憲「本門受戒説」一卷、瑞光寺蔵

日憲「分修三字編」一卷、瑞光寺蔵

なお、本妙日臨の二書は、醒悟園「遺物現在目録」（音馬実蔵編『本妙日臨律師全集』二九二頁、初出は『醒悟園叢書』第一巻、明治四十三年）に書名が見られるのみで、その内容については知ることができない。日憲は、京都深草瑞光寺第十二世毘尼薩台巖師のことで、両書とも瑞光寺に所蔵される写本である。「本門受戒説」については、廣上塔貫『草山元政和尚の戒律』（大慈林サンガ、一九八四年）にその内容が紹介されている。

(22) 望月歙厚『日蓮宗学説史』（平楽寺書店、一九六八年）四六九頁等。

(23) 望月歙厚『日蓮宗学説史』四六八・四八三～四八四・四八九頁等。

(24) 特に元政については、この点はあまり注目されてこなかったが、「草山開祖元政老和尚伝」に「我所<sub>レ</sub>修<sub>スル</sub>三<sub>ハ</sub>学者久遠如来

本妙日臨の「本化律」（桑名法見）

本妙日臨の「本化律」(桑名法晃)

所<sub>ニ</sub>護持<sub>シ</sub>一多宝如来所<sub>ニ</sub>証明<sub>シ</sub>一<sub>ニ</sub>本化菩薩所<sub>ニ</sub>伝来<sub>スル</sub>一高祖大菩薩所<sub>ニ</sub>授与<sub>スル</sub>一塔中別付大真秘名<sub>ニ</sub>之妙法蓮華經<sub>ト</sub>一(『本化別頭仏祖統紀』四八二頁)、『本化別頭仏祖統紀』は本山本満寺、一九七三年、日蓮宗全書本を用いた。以下、頁数は同書の頁を指す)とあり、元政の修した三字は塔中別付の妙法蓮華經とする。また、『草山要路』如来秘蔵録所説の修行は「本化の自行」とあり(『草山開祖元政老和尚伝』『本化別頭仏祖統紀』四八二頁)、「本化」の視点から三字が位置づけられていることがわかる。

(25) 音馬実蔵編『本妙日臨律師全集』(平楽寺書店、一九四二年)。

(26) 小野文珧『本妙日臨律師の研究』(『大崎学報』第一三二号、一九七九年)。

(27) 拙稿「本妙日臨律師の研究」(『身延論叢』第一六号、二〇一一年)。

(28) 「金井道場より長谷信徒に与ふる書」其一『臨全』二〇八頁。

(29) 「金井道場より長谷信徒に与ふる書」其一『臨全』二〇八頁。

(30) 「官僧」の用語については、日臨も当時の一般的な解釈と同様であることがわかる。西村玲『近世仏教思想の独創—僧侶普寂の思想と実践』一八〇頁参照。

(31) 「朝田薩庵に与ふる書」其十三『臨全』一七六頁。

(32) 「金井道場より長谷信徒に与ふる書」其一『臨全』二〇九頁。

(33) 「深草平楽庵より長谷信徒に与ふる書」其一には、「多勢ニて勤学の隙なく殊ニ遁世が癖になり、世事の気がね最難法ニ存候」(『臨全』二二〇頁)とも見える。日臨においては、「捨世」よりも「遁世」という用語が多く使われている。また「官僧」という用語は見られるが、それに対する「律僧」という表現は用いられていない(西村玲『近世仏教思想の独創—僧侶普寂の思想と実践』一七九—一八一頁参照)。

(34) 「川越屋外二に与ふる書」『臨全』一四八頁。

(35) 「朝田薩庵に与ふる書」其一『臨全』一五一—一五二頁。

(36) 本妙庵生編『本妙日臨上人』(本妙庵、一九七二年)二—三頁。

(37) 「金井道場より長谷信徒に与ふる書」其二では、「これによつて本師日啓上人より、八幡山玉蓮寺の住寺たるべきむね申しこし之事、三四度ニおよび東都日実上人より飯高きん檀いたすべきよし、御す、め両三度ニ相なり候得共、右とんせいの

心がけ二候間、一生がいだん林寺〇〇く等の所存、かつてこれなく候旨相ことわり申候」(『臨全』二〇八―二〇九頁)と、この間の様子が詳細に語られている。

(38)「某尊者に上る書」『臨全』一八八頁。本書状には、「世間之噂さを承り候へば、野生が沙汰を事大きく致候由」(『臨全』一八五頁)、「其外人のあやしき噂をば一切御打消可被下候」(『臨全』一八八頁)とも記されており、その他にもあらぬ噂が立てられていたことが窺える。

(39)「某尊者に上る書」『臨全』一八五頁。

(40)これらの批判は、他宗からではなく、いずれも日蓮宗内、特に日蓮宗僧侶から向けられたものである。そこには日蓮宗内においては、自行を面とし、かつ持戒清浄に生きていくことが稀有な存在として映ったことが、一つの要因として考えられよう。実際に、諸宗を通じて戒律運動が最盛期を迎えた一六〇〇年代後半から一七〇〇年代前半においても、日蓮宗においては「律院」は少なく、わずかに溪舌律院が挙げられるに過ぎなかった。日臨は同書において「要敬日幹師も右近の將監殿にて、諸本山には律院あるが宗門にはあるやと問はれたる時、延山に清閑坊ありこれ律院なりと答られて其座もよろしかりける間」(「某尊者に上る書」『臨全』一八六頁)云々と述べており、道樹日幹(一七一五―一七六九)の『小山茗話』にかかる記述が見られることに言及している。これも日蓮宗内においては持戒重視の思想が生まれ難いものであることを物語っている。

(41)同書には「たまたま菩提心を起し候へ共、余り世間うるさく候時は、二乗心に落候て名も形も隠し候心起る人も可有之候、宗門の先徳にも問々相見へ候、底意は云何にもあれ、さし当りて法の衰微をなげかざれば、二乗と唱らるゝとも一往相問へ候歟」(『臨全』一八九頁)とも記され、法の衰微を嘆き、その法を繋いでいかんとする意が吐露されている。

(42)「某尊者に上る書」『臨全』一八五―一八六頁。

(43)『草山集』卷二九・五六三頁。「凡そ吾が宗の学者、幼にして、名目、四教儀を習ひ、稍教観に涉て、六十巻の中に皓首す。只た一化の始終を記し、理観の門を窺ふのみ。所謂る久遠の微旨・事観の妙処に至ては、則ち世乎として知らざる者衆し。偶々祖師の微言を聞ては、酔へるが如く、眠れるが如く、驚くが如く、怪しむが如し。乃ち謂へらく、其の義迂遠にして、天台の説に乖けりと。日々用て信ぜざる者、滔々として皆是なり。是れ他無し。良に幼より皓首に至るまで、唯だ近迹の理に慣て、未だ遠本の事を窮めざるに由れり。」(同五六三―五六四頁原文)。

- (44) 「朝田薩庵に与ふる書」其三『臨全』一五五頁。
- (45) 「某尊者に上る書」『臨全』一八六頁。
- (46) 日臨の自誓受戒の年については、「於波木井醒悟園為本妙和尚修法会願文」『臨全』一三三三頁に拠った。
- (47) 「深草平樂庵より長谷信徒に与ふる書」其一三『臨全』一二二頁。
- (48) 「竹葉庵十首并引」『草山集』卷一八・二九九頁。
- (49) 「西能勢遺物現在目錄」『臨全』二八一頁。
- (50) 「醒悟園記」『臨全』巻頭。「草山要文」とともに「受戒作法」も併記されているが、未詳。「作法受戒(最蓮書)」(『臨全』三三三頁)と関連をもつか。
- (51) 「草山仏殿縦三丈八寸四寸土階草覆其制甚質当弘誕日而落師因示衆」『草山集』卷十・一五九〜一六〇頁。
- (52) 『臨全』二四八頁、拙稿「本妙日臨律師の研究」一四八頁。
- (53) 「身延日鑑上人書札」『臨全』二五〇頁。
- (54) 「身延日修上人説教記録」『臨全』二五一頁。
- (55) 『三大秘法之辯 草稿』『臨全』八五頁、『三大秘法之辯』『臨全』八七頁、『本化別頭教観撮要』『臨全』九二頁。
- (56) 『本化別頭教観撮要』『臨全』九二頁。
- (57) 立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』改訂増補版(総本山身延久遠寺発行)一二九六頁。以下、『昭定』と記す。
- (58) 「這病道者 長処ニ無為」烟霞世界 雪月生涯 楽禪樂慧 兼楽毘尼 坐立行倒 作何言辭 即身成仏 万法是師」自讃 慧明請「草山集」卷三〇・五七二頁。日臨も本文を引用し、その心の重要性を道と同じくする同志に説いている(「最誠兄に贈る書」其三『臨全』一九六頁)。
- (59) 『草山要路』は元政在世中から刊行され、『草山要路会註』が日蓮宗全書本『草山拾遺』上巻(本満寺、一九七八年)にも集録されているが、木南卓一「草山要路会註」私新抄(『帝塚山大学論集』第六九号、一九九〇年)にて、「この「草山要路」は元政上人の最初のまとまった撰述であり、まさしく草山学風の本を明確にしたものである。上人が自ら編輯した「草山集」の最初にこの「草山要路」を据えたのも故あることで、集中の文章・詩篇はこの「草山要路」の境涯・

思想から流れたものとも看得るのである」(一頁)と指摘するように、『草山集』がここに置かれることによって、その重みが一層増している。故に今も『草山集』からの引用とした。

- (60) 『草山要路』に説かれる「三学分修」について、『草山要路』『草山集』の版本及び『草山集』の原本や慧明日燈自筆の『草山要路鈔』『草山集考』(すべて瑞光寺所蔵本に拠る)等いずれも「分二」としているが、先行研究においては、この点が必要しも明確ではない。三木浄達『草山要路読解』(妙法寺、一九九三年)では「三学を分修、分けて修行して」(六四頁)とあり、川口智康編『深草元政『草山集』を読む』(勉誠出版、二〇一七年)も「三学分けて修して」(八頁)と読んでいる。また、伊藤瑞毅『草山要路会註訓釈』(『法華学報』別冊第糾号所収、二〇〇三年)は「分に修してとは、三学の中、一つでも二つでも修すこと」(五五頁)、関戸堯海『草山要路―清らかな生きかた―』(山喜房仏書林、一九九七年)は「三学(戒・定・慧)を修めて」(二〇九頁)と、「分に」と読むものの、そこに込められた意味は重視されていない。ここは、本文中の引用文<sup>⑬</sup>に「随<sup>テ</sup>分<sup>ニ</sup>竭<sup>レ</sup>力<sup>ヲ</sup>」とも見られるように、「随<sup>テ</sup>分<sup>ニ</sup>」と訓じ、かかる意味にて理解しなければならない。
- (61) 『忍草雜記』には「分修<sup>ニ</sup>三<sup>ニ</sup>学<sup>ヲ</sup> 莊<sup>シテ</sup>嚴<sup>シテ</sup>法<sup>ヲ</sup>身<sup>ヲ</sup>、則<sup>シテ</sup>法<sup>ヲ</sup>住<sup>スル</sup> 甚<sup>ク</sup>久<sup>ク</sup> 矣<sup>」</sup>」(『臨全』二〇頁)、また「最誠兄に贈る書」其十には「只今の思出は、無量劫来の妄想海を、常寂光に居かへる御報恩には、唯令法久住の外にはなき事にて候」(『臨全』二〇四頁)と見られる。

(62) 『草山者地名、集者結集之意、尚恐<sup>レ</sup>濫<sup>シ</sup>世<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>集<sup>」</sup>而以<sup>テ</sup>千<sup>ニ</sup>文<sup>ニ</sup>配<sup>ス</sup>卷<sup>」</sup>。客驚曰、擬<sup>シ</sup>弘<sup>シ</sup>經<sup>」</sup>耶。曰、不肖亦釈氏之子也。』『草山集題辭』『草山集』卷首・一頁。

(63) 『草山仏殿縦三丈広四丈土階草覆其制甚質当<sup>ニ</sup>仏<sup>ノ</sup>誕<sup>」</sup>日<sup>」</sup>而落師因示<sup>レ</sup>衆<sup>」</sup>』『草山集』卷十・一六〇頁。

(64) 『金井道場より長谷信徒に与ふる書』其一『臨全』二〇九頁。

(65) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九五頁。

(66) 『朝田蔭庵に与ふる書』其九『臨全』一七〇頁。

(67) 『忍草雜記』『臨全』二〇頁。

(68) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一三〇頁。

(69) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九七頁。

(70) 『本化別頭教觀撮要』『臨全』九八頁。

本妙日臨の「本化律」(桑名法見)

- (71) 立正大学日蓮教学研究編『日蓮宗宗学全書』第一卷(山喜房仏書林、一九五九年)一八〇〜一八一頁。
- (72) 『昭定』一二九六頁。
- (73) 『昭定』一二九六頁。
- (74) 『昭定』一二九七頁。
- (75) 『本化別頭教観撮要』『臨全』九七〜九八頁。
- (76) 『本門十重禁戒の事』『臨全』一一七頁。
- (77) 『四信五品鈔』は本来私信といふべきであるが、門下を超えて重要御書と認識されていたようである(山上弘道「宗祖書状・陳状等のご自身によるテキスト化について」『興風』第一八号、二〇〇六年、二六七〜二六八頁)。
- (78) ここには、「送<sub>ニ</sub>南紀澄上人<sub>一</sub>歌 并序」の「剃<sub>テ</sub>頭<sub>ヲ</sub>為<sub>ニ</sub>積<sub>ル</sub>氏<sub>一</sub>」略具<sub>ニ</sub>仏威儀<sub>ヲ</sub> 當<sub>ニ</sub>作<sub>テ</sub>人天眼<sub>ト</sub> 随<sub>テ</sub>分報<sub>中</sub>大慈<sub>上</sub> 何徒自棄<sub>ル</sub> 暴<sub>シテ</sub>須<sub>レ</sub>託<sub>ス</sub>言<sub>ヲ</sub>澆漓<sub>ニ</sub> 三学<sub>ニ</sub>是家業<sub>一</sub> 一鉢<sub>ヲ</sub>為<sub>ニ</sub>生涯<sub>一</sub> 捨<sub>テ</sub>茲<sub>ヲ</sub>向<sub>テ</sub>外走<sub>ニ</sub>ラハ 豈<sub>ニ</sub>称<sub>ニ</sub>出家兒<sub>ト</sub> 靈山別付旨 得<sub>タリ</sub>之<sub>ヲ</sub>高祖師<sub>ニ</sub>云云(「草山集」卷十四・二〇五頁)の一節が念頭にあったことが窺える。
- (79) 『開目抄』『昭定』五八二頁。
- (80) 『開目抄』『昭定』六〇八頁。
- (81) この一連の展開を起頭竟の法門という。『新尼御前返事』『昭定』八六七頁。
- (82) 『朝田薩庵に与ふる書』其二『臨全』一五三頁。
- (83) 『朝田薩庵に与ふる書』其二『臨全』一五三〜一五四頁。
- (84) 『朝田薩庵に与ふる書』其二『臨全』一五三頁。
- (85) 『朝田薩庵に与ふる書』其三『臨全』一五七頁。
- (86) 『本化別頭教観撮要』『臨全』一〇二頁。
- (87) 『昭定』一七〇九頁。
- (88) 「本師日啓師上人に奉る書」では、自行化他の位を六即から判じており、題目を頂戴する時を名字即・受戒の時とし、自行を成就して始めて化他に出る位を分真即としている(『臨全』二〇六頁)。
- (89) 「為<sub>ニ</sub>本妙律師<sub>一</sub>修<sub>ニ</sub>法会<sub>一</sub>願文」『臨全』一三三頁。

(90) 「於波木井醒悟園為本妙和尚修法会願文」『臨全』二二三頁。

(91) 「最誠兄に与ふる書」其七『臨全』一九九頁。

(92) 「朝田薩庵に与ふる書」其十四には、「此頃大坂辺など、当家の極理と称し、悪行無ざんの義申立る人有之由、浅ましき事に候、梁武の仏法を滅せし事はこれより初まり候、如此義若や天下に流布し候はゞ云何、野衲護法の志し、勤学のこゝろ実にごゝにあり」(『臨全』一七六頁)と説かれている。

(93) 上田天瑞『戒律の思想の歴史』一〇一頁。

(94) 西村玲『近世仏教論』六二頁。

(95) 「朝田薩庵に与ふる書」其二『臨全』一五二―一五四頁、「朝田薩庵に与ふる書」其五『臨全』一六一―一六二頁等。

(96) 藤谷厚生「近世初期における戒律復興の一潮流―賢俊良永を中心に―」、藤谷厚生「『三国毘尼伝』にみる近世真言律の特徴について」、藤谷厚生「近世戒律復興と野中寺律僧坊」、高松世津子「自誓受戒の好相行・好相をめぐる考察 近世期・真言律系を中心に」等。

(97) 『本門自誓受戒作法草案』『臨全』一二三頁。なお、日臨の『本門自誓受戒作法草案』は、書名の通り、受戒の作法を著し弟子に対して授与されたもので、日臨の修した受戒記録は残されていない。

〔付記〕本年令和四年九月十七日は本妙日臨和尚の第二百遠忌に正当します。ここに和尚の恩徳に報謝の意を表します。

〔キーワード〕日蓮、元政、題目受持、三大秘法、成仏、護法、三学分修、自誓受戒、付嘱、法華律、近世戒律復興運動